攻めの園芸緊急生産対策事業における中古機械の取り扱いについて

別紙５―１

１　要件

・事業主体で複数基導入する場合、全員中古である必要はなく、あくまで「同一技術」であれば新品と中古が混在しても良いものとする。その場合、処分制限期間がそれぞれ異なることに留意する。

・いずれの機械についても、残存期間が５年以上あるものとする。

２　補助対象

　　・取得費を補助対象とする。

　　・新品の場合と同様の手順で、入札を実施して最低価格のものを導入すること。

　　　※入札の仕様を示す際に“中古機械を含む”と明示しておく。

　　・残存期間については、法定耐用年数から経過年数を引いたものとする。